

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	地域農業経営再開復興支援事業				担当部局庁		経営局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～平成25年度				担当課室		経営政策課 農地政策課		経営政策課長 山口 英彰 農地政策課長 渡邊 毅		
会計区分	一般会計				施策名		⑤意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進				
根拠法令	—				関係する計画、通知等		復興への提言、東日本大震災からの復興の基本方針				
事業の目的	集落で徹底した話し合いを行い、復興後の地域の中心となる経営体と農地利用、農業生産等の方向を決定し、それを実現していくために、被災農家経営再開支援事業で設立された復興組合等をベースとして、地域の中心となる経営体への農地集積等に必要な取組を支援することにより、被災地域において当該経営体の経営再開と地域農業の復興を実現。										
事業概要	今後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体を示した経営再開マスタープランを作成し、このマスタープラン実現のため、 ①離農者又は農地の相続人等が、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に対して、農地の10年以上の貸付け等についての白紙委任をした場合に、農地集積支援金を交付（3万円／10a） ②地域の中心となる経営体の経営能力の向上等を支援 補助率：定額										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他(基金)										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	—		—		—		1,078		1,078		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(28年度)						
	対象の全市町村において、中心となる経営体を確保し、新たな農業の再開を目指す		市町村	—	50		中心となる経営体を創出・決定するための経営再開マスタープランの作成数	件	(—) 50		
単位当たりコスト	21,566(千円／市町村)				算出根拠		1,078,300千円／50市町村＝21,566千円				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「提言P.20の集落単位での徹底した議論を行い、地域資源を活かした農業再生の戦略を考えていく必要(後略)」、「基本方針P.17の集落を基礎とするコミュニティでの徹底した議論と集落内の役割分担の明確化や土地利用の再編を通じて、将来の農業の担い手を創出(後略)」に対応する事業である。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						東日本大震災により、耕作者が亡くなっていたり、離農するなど、これまでの農業生産体制や、それを支えてきたコミュニティが崩壊しており、農地が復旧してもこれを耕作する経営体がいないと食料供給基地として再生することは不可能。このため、被災地域における「将来の農業の担い手の創出」等を支援する本事業の優先度は高い。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						集落での徹底した話し合いにより、復興後の地域農業の将来像を決定し、今後の地域の中心となる経営体を創出して、そこへ農地を集積し、また、経営再開を円滑に進めるための中心となる経営体の経営能力の向上等を一体として支援することで、被災地域において当該経営体が一斉に経営を再開することを実現する効果的な事業である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						被災地域においては、地方負担が障害となり復旧が進まないことから、本事業においては地方負担なく補助率を定額とすることにより早期の復興を可能としている。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						「東日本大震災からの復興の基本方針」では、「復興を担う行政主体は市町村が基本。国は基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、人材、ノウハウ、財政等の面から必要な制度設計や適切な支援を実施」とされている。本事業においても、経営再開マスタープランの作成を市町村等の地方自治体が主体となって取り組むこととし、これに基づく事業については、国が支援することとしており、役割分担は明確である。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本事業は、市町村において今後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体を位置付けたマスタープランを作成し、それに併せて、マスタープランの実現に必要な中心となる経営体への農地集積、経営能力の向上といった各種施策を総合的に実施するもの。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						事業実施に当たっては、事業の迅速な着手・執行を図ることとしている。また、事業の進行管理に当たっては、農政局及び県において適切な進行管理が行われているか確認する。					